

福岡県公報

平成20年4月14日
第2810号

目次

告示(第655号 - 第657号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	2
公 告			
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	3
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	3
雑 報			
有料道路に関する工事の一部完了	(高速道路対策室)	5
福岡高速道路に係る料金及び料金徴収期間の変更	(高速道路対策室)	6
福岡高速道路の料金について理事長が定める事項	(高速道路対策室)	10
有料道路自動料金収受システムを使用する料金の徴収について	(高速道路対策室)	10
保育士試験の実施	(子育て支援課)	11

告 示

福岡県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成20年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原924番7先から 同郡同町犀川下伊良原938番1先まで	7.0 ~ 11.0	317.0
			後	同上	8.0 ~ 13.0	340.0
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原1566番1先から 同郡同町犀川下伊良原1565番1先まで	7.0 ~ 11.0	65.0
			後	京都郡みやこ町犀川下伊良原1566番1先から 同郡同町犀川下伊良原1577番3先まで	9.4 ~ 11.0	84.0
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原694番1先から 同郡同町犀川下伊良原501番1先まで	5.2 ~ 9.6	53.0
			後	同上	5.2 ~ 7.6	53.0
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原501番1先から 同郡同町犀川下伊良原498番1先まで	6.6 ~ 8.6	44.0
			後	同上	6.6 ~ 8.6	44.0

行 橋	一 般 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原492番 1 先から 同郡同町犀川下伊良原484番 1 先まで	8.0 ~ 13.0	130.0
			後	京都郡みやこ町犀川下伊良原494番 2 先から 同郡同町犀川下伊良原484番 1 先まで	7.0 ~ 13.0	
行 橋	一 般 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原325番 1 先から 同郡同町犀川下伊良原322番 1 先まで	6.5 ~ 9.0	46.0
			後	同上	9.0 ~ 9.0	
行 橋	一 般 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原139番 3 先から 同郡同町犀川下伊良原139番 1 先まで	7.0 ~ 11.0	55.0
			後	同上	6.0 ~ 9.0	

福岡県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年 4 月 14 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月 14 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
--------	-----	---------------

行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原924番 7 先から 同郡同町犀川下伊良原938番 1 先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1566番 1 先から 同郡同町犀川下伊良原1577番 3 先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原501番 1 先から 同郡同町犀川下伊良原498番 1 先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原494番 2 先から 同郡同町犀川下伊良原484番 1 先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原325番 1 先から 同郡同町犀川下伊良原322番 1 先まで

福岡県告示第657号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 4 月 14 日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
嘉麻市	平成17年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	牛隈の一部	平成20年 3 月 21 日
嘉麻市	平成17年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	大隈町の一部	平成20年 3 月 21 日
糸田町	平成18年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	原・上糸田の一部	平成20年 3 月 21 日
苅田町	平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	大字与原の各一部	平成20年 3 月 21 日

公 告

公告

建築業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成20年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年3月31日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社栗木工務店	久留米市国分町1636-2	中垣 豊歳	平成19年12月5日 福岡県知事許可(特-19) 第8190号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成20年4月15日から平成20年5月14日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社栗木工務店の社員は、平成19年6月14日施行の福岡県大木町発注に係る「大木町立大木中学校大規模改修工事」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加者等らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受け、平成20年2月7日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

安岐運輸株式会社

(2) 所在地

大分県国東市安岐町塩屋314番地の2

(3) 代表者

代表取締役 徳丸 幸治

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成20年3月26日

4 処分の理由

事業者が、平成20年3月18日付けで、大分県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

交通情報管理システム（サーバ）賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年6月1日から平成25年5月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部交通規制課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月30日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年4月14日（月）から平成20年4月28日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年4月30日（水） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年5月1日（木） 午前10時20分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金を受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定に基づき公告します。

平成20年4月14日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

1 路線名

福岡市道 福岡高速5号線

2 工事の一部が完了する区間

福岡市城南区樋井川5丁目341-1番地先から

福岡市早良区野芥1丁目896-7番地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成20年4月18日

福岡北九州高速道路公社公告第2号

福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成20年4月14日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
福岡市道 福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目から 同市西区愛宕四丁目まで
福岡市道 福岡高速1号愛宕福重線	福岡市西区愛宕四丁目から 同区福重三丁目まで
福岡市道 福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目から 同区半道橋二丁目まで
福岡市道 福岡高速2号半道橋西月隈線	福岡市博多区半道橋二丁目から 同区西月隈四丁目まで

福岡市道 福岡高速2号西月隈水城線	福岡市博多区西月隈四丁目から 太宰府市水城二丁目まで
福岡市道 福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目から 同区豊二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区多の津二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区多の津二丁目から 同区蒲田三丁目まで
福岡市道 福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目から 同市早良区野芥一丁目まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 1,200円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 600円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 福岡市道福岡高速1号愛宕福重線と福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市博多区西月隈四丁目から同市早良区野芥一丁目までの区間との間を引き続き利用するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。（以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信に

よる通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。
)が福岡北九州高速道路公社理事長(以下「理事長」という。)の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC特定区間割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

次の路線の各区間(以下「特定区間」という。)のみを通行するETC車。

路線名	特定区間
福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区間 (貝塚出入口～福岡IC)

イ 割引率

割引率は、20パーセントとする。

(2) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	10%
	22:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%
	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由からに定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 福岡高速一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成17年10月1日実施。以下「ETCシステム利用規程」という。)第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約(平成17年10月1日実施。以下「マイレージ規約」という。)に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下(3)において同じ。)を使用して通行料金の納付を行うとする利用者の自動車。

イ 割引率

ポイントの付与

一枚のETCカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)

一通行ごと100円につき1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

ポイントによる割引

一枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表又は に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

- (4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程第2条第1号に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

料金の額に応じた割引

一枚のETCカードごとに、ETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適する。ただし、月間利用額区分をまたぐ通行については、料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、一通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%

2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

- (5) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでない認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の割引率は、39パーセント以内とする。

- (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の又は の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日

常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

(7) ETC前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
-----	-------	-----

10,000円 50,000円	10,500円 58,000円	約5% 約14%
--------------------	--------------------	-------------

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

福岡高速道路を通行し、有料道路の料金にかかる社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

(9) 割引相互間の適用関係

ア 割引を適用する自動車

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC特定区間割引、マイレージ割引、ETC前納割引に限るものとする。ETC特定区間割引は障害者割引に優先して割引を適用するものとし、マイレージ割引、ETC前納割引は障害者割引を適用後にそれぞれ割引を適用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC特定区間割引、ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

重複適用の有無

	特定区間				
曜日別	○	曜日別			
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

○・・・適用あり
×・・・適用なし

(注)「特定区間」は「ETC特定区間割引」、「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「ETC前納割引」をそれぞれ指すものとする。

重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	ETC特定区間割引
2	ETC曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、ETC前納割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日(昭和55年10月)から56年2ヶ月間[各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日(平成9年11月)から39年2ヶ月間。]とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市城南区樋井川五丁目から同市早良区野芥一丁目までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第3号

平成20年4月14日付福岡北九州高速道路公社公告第2号(福岡高速道路の料金及び料

金の徴収期間。以下「公告」という。)2の理事長が定める事項について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成20年4月14日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

公告2(3)の理事長が定める方法は、福岡市道福岡高速1号愛宕福重線福重出口、石丸入口と福岡市道福岡高速5号線野芥出入口の間を90分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。

福岡北九州高速道路公社公告第4号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。)第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金收受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告します。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」という。)第2条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。)及びETCパーソナルカード(ETCシステム利用規程第2条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。)を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任します。

平成20年4月14日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

- 1 ETCシステムを新たに使用する料金所名
野芥東料金所
- 2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成20年4月19日 午後3時から
- 3 ETCシステム利用規程
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程による。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成20年4月14日

社団法人全国保育士養成協議会
会長 石井哲夫

- 1 試験日
筆記試験 平成20年8月7日（木）・8日（金）
実技試験 平成20年10月13日（月）祝日
自然災害等により試験日を延期することがあります。
- 2 受験申請書提出方法および受付期間
 - (1) 提出方法
受験申請は、指定の封筒にて郵送（簡易書留）に限り受け付けます。
注意1：申請書および関係書類は、必ず一括して指定の封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。
注意2：1つの封筒で1人分とします。
注意3：期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

- (2) 受付期間
平成20年4月1日（火）～平成20年5月13日（火）
5月13日（火）消印まで有効

- 3 試験会場
筆記試験 福岡医療福祉大学（旧名称 第一福祉大学） 太宰府市五条3-10-10
実技試験 福岡こども短期大学（旧名称 第一保育短期大学） 太宰府市五条3-11-25

注意1：試験会場への地図は、『受験票』に掲載します。

注意2：試験会場への問合せは、ご遠慮ください。

注意3：筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

注意4：交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもってご来場ください。

注意5：申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

4 試験の概要

(1) 試験日と試験科目

筆記試験

期 日	試 験 科 目	入室時間	試 験 時 間
8月7日（木）	社会福祉	9：20	9：30～10：30
	児童福祉	10：50	11：00～12：00
	発達心理学	12：50	13：00～13：30
	精神保健	13：50	14：00～14：30
	小児保健	14：50	15：00～16：00
8月8日（金）	小児栄養	9：20	9：30～10：30
	保育原理	10：50	11：00～12：00
	教育原理	12：50	13：00～13：30
	養護原理	13：50	14：00～14：30
	保育実習理論	14：50	15：00～16：00

実技試験 筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

10月13日 (月) 祝日	音楽 ・ 絵画制作 ・ 言語 (幼稚園教諭免許状所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。)
------------------	--

集合時間等については、実技試験受験票にてご確認ください。

(2) 配点および合格基準

筆記試験

科 目	満 点	科 目	満 点
社会福祉	100	小児栄養	100
児童福祉	100	保育原理	100
発達心理学	50	教育原理	50
精神保健	50	養護原理	50
小児保健	100	保育実習理論	100

実技試験

科 目	満 点
音 楽	50
絵 画 制 作	50
言 語	50

満点の6割以上を得点した者を合格とします。

『発達心理学』および『精神保健』は、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

また、『教育原理』および『養護原理』も、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

実技試験は、受験申請時に2分野を選択し、同年に両分野とも6割以上を得点した者を合格とします。

(3) 筆記試験について

筆記試験当日は、受験票・H B ~ B の鉛筆またはシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。

(筆記試験は、マークシート方式にて行います。)

受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください

。試験会場への入室開始は、午前8時30分からとします。

試験開始10分前までに入室してください。

やむを得ぬ事情で遅れた場合は、試験開始後20分以内までであれば入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、原則として試験開始後の入室は認めません。

試験中机の上に置けるものは、受験票・筆記用具(筆箱)・腕時計(計算機、電話等の機能のついていないもの、置時計不可)とします。

机の上に、携帯電話等を置くことを禁止(時計としての使用も禁止)します。試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

試験会場からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、原則として途中退室は認めません。

カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の試験科目すべてについて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなります。

試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。

音(アラーム等)を発するものの使用は禁止します。

(4) 実技試験について

筆記試験全科目合格者についてのみ行います。

受験票は必ず持参してください。紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

受験票記載の集合時刻に必ず集合してください。

実技試験の開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合がありますのであらかじめご了承ください。

受験申請時に下記の中から必ず2分野を選択してください。

注意1：申請後の分野変更はできません。

注意2：選択していない分野の受験はできません。

音 楽

課題曲

ア 『とんぼのめがね』（額賀誠志作詞・平井康三郎作曲）

イ 『はたけのポルカ』（峯陽 作詞・ポーランド民謡）

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いしなさい。

（楽譜の持込可。）

ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものをを用いる。

ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

絵画制作

『保育所（園）での保育士と子どもたちとの活動の一場面を表現する』

注意1：表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2：当日は、鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）、消しゴムを各自で用意してください。

（色鉛筆は油性色鉛筆・水性色鉛筆も可としますが、水性の場合、水分を塗布することは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカー等の使用は不可とします。）

携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3：受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4：試験時間は45分です。

注意5：試験用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類および絵を描く欄の形や大きさは、試験の当日に提示します。

言 語

各自あらかじめ用意した童話等を3分以内にまとめて口演する。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラス、4歳児クラス、または5歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

題材は、自作・他作を問わず、童話・神話・民話・伝説・昔話等自由とする。

注意1：話を聞いている幼児の対象年齢については、当日、実技試験採点委員が指示します。各年齢層に対応した題材・話を準備しておいてください。

注意2：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに実技試験採点委員に言ってください。

注意3：台本・道具（人形・絵本）等の使用は一切禁止です。失格になりますので注意してください。

注意4：3分間は退出できません。口演時間はタイムキーパーが計ります。3分間経過した時点で口演が途中であっても採点には影響ありません。

5 受験申請手続

(1) 受験手数料および支払方法

12,700円

「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの郵便振替払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて12,700円を納付し、郵便振替払込受付証明書を切り離し受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

注意1：振込手数料は、申請者の負担となります。

注意2：ATMでの振込・現金書留・郵便小為替による納付は認めません。

注意3：既納の受験手数料は、原則として返還いたしません。

注意4：収納印（受付局日付印）が押印されていないものは、受け付けできま

せん。

注意5：払込金受領証（払込用紙中央部分）は、受験者の控えとなりますので大切に保管してください。

(2) 受験申請書受付期間および提出書類

平成20年4月1日（火）～平成20年5月13日（火） 5月13日（火）消印まで有効

期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

次に掲げる書類を一括して、5月13日（消印有効）までに必ず提出してください。

保育士試験受験申請書

郵便振替払込受付証明書（受験申請書裏面の指定位置に貼付してください。）

受験資格を証明する書類（(4)の受験資格および必要書類を参照。）

(3) 筆記試験受験票の送付

筆記試験受験票は平成20年7月22日（火）までに送付いたします。

上記期日を過ぎても届かない場合は、保育士試験事務センターまでご連絡ください。

郵便事情等で期日までに届かない場合がありますので予めご了承願います。

受験票が届いた時点で、

漢字氏名・カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがないか確認してください。

誤りがあった場合は、保育士試験事務センターまでご連絡ください。

漢字氏名・住所欄に記載されている文字については、コンピュータ処理の都合上、外字・旧字体・異体字は、類字・新字体またはカタカナに変更し、受験票に印字される場合があります。

(4) 受験資格および必要書類一覧

初めて受験する方（平成18年および平成19年に合格科目なし）

該当する受験資格を下表で確認し、必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許状所有者・保育士試験免除指定科目専修者の方は、免除申請する方を参照してください。必要書類は全て原本が必要です。

注意：受験申請書と添付書類の氏名が異なる方は、改姓を証明する書類の原本が必要です。

区分	No.	受験資格	必要書類（全て原本）	注意点
大 学	01	卒業（大学院在学中・卒業を含む）した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	02	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者（大学卒業が見込まれる者・中退者も含む）	「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの62単位以上修得（見込）証明書	④注意点 ※1
	03	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		④注意点 ※1・※2
	04	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		
	05	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
短期大学	06	卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可
	07	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校が発行する卒業見込証明書	④注意点 ※1
学校教育法による	08	専修学校の専門課程・各種学校（詳細は9受験資格詳細(1)の⑤）を卒業した者	「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの専修学校・各種学校用卒業（見込）証明書	④注意点 ※1
	09	専修学校の専門課程・各種学校（詳細は9受験資格詳細(1)の⑤）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者		
	10	高等専門学校を卒業した者	学校が発行する卒業証明書	卒業証書不可

専修学校 各種学校 その他	11	高等専門学校最終学年在 学で、今年度中に卒業が 見込まれる者	学校が発行する卒業見込 証明書	④注意点 ※1
	12	高等学校専攻科（修業年 限2年以上）を卒業した 者	学校が発行する卒業証明 書	卒業証書不可
	13	高等学校専攻科（修業年 限2年以上）最終学年在 学で、今年度中に卒業が 見込まれる者	学校が発行する卒業見込 証明書	④注意点 ※1
	14	盲学校、聾学校もしくは 養護学校専攻科（修業年 限2年以上）を卒業した 者	学校が発行する卒業証明 書	卒業証書不可
高等学校 卒業	15	盲学校、聾学校もしくは 養護学校専攻科（修業年 限2年以上）最終学年在 学で今年度中に卒業が見 込まれる者	学校が発行する卒業見込 証明書	④注意点 ※1
	16	中等教育学校後期課程の 専攻科を卒業した者	学校が発行する卒業証明 書	卒業証書不可
	17	中等教育学校後期課程の 専攻科最終学年在学で、 今年度中に卒業が見込ま れる者	学校が発行する卒業見込 証明書	④注意点 ※1
高等学校 卒業+勤 務経験	18	平成3年3月31日以前に 高等学校を卒業した者	学校が発行する卒業証明 書	卒業証書不可
	19	平成8年3月31日以前に 高等学校保育科を卒業し た者		
高等学校 卒業+勤 務経験	20	高等学校（平成3年4月 1日以降）卒業後、児童 福祉施設で2年以上児童 の保護に従事した者	学校が発行する卒業証明 書と、「保育士試験受験 の手引き」にはさみこみ の児童福祉施設勤務証明 書	卒業証書不可

勤務経験	21	児童福祉施設等で5年以 上児童の保護または援護 に従事した者	「保育士試験受験の手引 き」にはさみこみの児童 福祉施設勤務証明書	
その他	22	外国において、学校教育 における14年以上の課程 を修了した者	最終学歴が証明できる書 類	卒業証書不可
	23	その他		

上記に当てはまらない方は、あらかじめ保育士試験事務センターにお問い合わせください。

免除申請する方

該当する免除対象者区分を下票で確認し、必要書類を提出し、必ず免除申請を行ってください。

免除申請者	必要書類（全てコピー） ※カラーコピー厳禁・原本不可	注意点
一部科目合格者（平成18年・平成19年の合格科目が免除対象）	「一部科目合格通知書」のコピー	平成17年・平成18年両方に合格科目がある場合、両方のコピーが必要です。 ※カラーコピー厳禁
厚生労働大臣の指定する学校または施設において、その指定する科目を全て専修し卒業した者	学校が発行する「保育士試験免除科目専修証明書」のコピー	※カラーコピー厳禁
幼稚園教諭免許状所有にて免除申請する者	「幼稚園教諭免許状」もしくは「教育職員免許状授与証明書」のコピー	※カラーコピー厳禁
保育士試験免除指定科目専修者	保育士試験免除指定科目専修証明書	※カラーコピー厳禁

必要書類が受験申請書と一緒に添付されていない場合、免除されません。

受験申請書と添付書類の氏名が異なる方は、改姓を証明する書類が必要です。

注意1：初受験者の方で、幼稚園教諭免許状にて免除申請をした者および、「保育士試験免除科目専修証明書」のコピーを提出した者は、の必要

書類を提出する必要はありません。

注意2：平成20年の保育士試験にすべて合格あるいは一部科目合格した者は、合格後免除申請証明書として提出した全ての書類の原本提出が必要です。

改姓を証明する書類

旧姓・現姓の両方が記載されている公的書類（戸籍の一部記載事項証明書、または戸籍抄本等）の添付が必要です。

昨年受験した際に提出されていても、平成20年の受験申請書と添付書類の氏名が異なる場合は、本年も提出が必要です。

注意点

- 1 見込受験をした者について、年度中に卒業できなかった場合・62単位以上修得できなかった場合・在学2年間に満たなかった場合は合格となりません。また、保育士試験に合格・一部科目合格した者は、合格通知書到着後に必要書類を提出していただきます。
- 2 「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの62単位以上修得(見込)証明書が提出できない場合は、学校が発行する、証明印のある「62単位修得(見込)を証明する書類(成績証明書等)」と「在学証明書」を提出してください。

6 試験結果通知

(1) 筆記試験結果通知

筆記試験の結果は、平成20年9月25日(木)までに受験者全員に筆記試験結果通知書を送付します。

筆記試験全科目合格者には、結果通知書と併せて『実技試験受験票』を送付します。

実技試験の集合時間等については、『実技試験受験票』にてご確認ください。

注意1：合否結果についての問合せには、一切応じられません。

注意2：筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがあります。これらの業者と保育士試験事務センターは全く関係がありませんので注意してください。

(2) 保育士試験合格通知

保育士試験合格者には、平成20年11月25日(火)までに、保育士試験合格通知書を送付します。

保育士試験一部科目合格者には、平成20年11月25日(火)までに保育士試験一部科目合格通知書を送付します。

得点個票は、平成20年11月25日(火)までに受験申請者全員に送付します。保育士試験合格者および筆記試験一部科目合格者には、合格通知書もしくは一部科目合格通知書をあわせて送付します。

7 保育士の登録

保育士試験合格者は、『保育士の登録』手続きを下記団体で行う必要があります。登録の際、合格通知書が必要です。

詳細は登録事務処理センターにおたずねください。

「登録事務処理センター TEL03 - 5485 - 3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

保育士試験事務センターとは、別団体です。

8 その他注意事項

(1) 筆記試験・実技試験の内容、および合否についての問合せには、採点の基準・方法も含め一切応じられません。

(2) 『受験の手引き』・『受験票』・『払込金受領証』は、試験結果通知書到着時まで大切に保管しておいてください。受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(3) 平成20年受験申請書を送付した後に、氏名・住所等が変更した場合は、「保育士試験受験の手引き」にはさみこみの『氏名・住所変更届』と、必要書類をあわせて保育士試験事務センターまで送付してください。

(4) 受験の際の注意事項

不正な方法で受験または受験しようとした者は、その受験を停止し、またはその合格を無効とするほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなります。

児童福祉法施行規則：3年以内において期間を定め、保育士試験を受けさせないことができる。

ゴミは、試験会場には捨てず、各自が持ち帰ってください。

当日の昼食は、各自持参してください。

会場内は禁煙です。

交通障害等による延着も遅効になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもってご来場ください。

上履きの必要な会場もありますので、『受験票』で確認をして各自用意をしてください。

- (5) 受験に際して補助等の必要な方は、事前に保育士試験事務センターまでご連絡下さい。

9 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する者

学校教育法による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）もしくは盲学校、聾学校もしくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）

を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）もしくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法第56条第1項

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程

以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法による中等教育学校の後期課程の専攻科を卒業した者または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

- (2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上（原則として1日6時間以上、1月当たり20日以上従事）児童等の保護または援護に従事した者（ただし、については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る）

児童福祉施設

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成17年12月26日 雇児発第1226003号）に規定するへき地保育所

18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

ア 身体障害者更生援護施設

イ 知的障害者援護施設

ウ 知的障害者福祉工場

「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日 児発第247号）に規定する家庭的保育事業

- (3) 上記(2)に掲げる施設等において5年以上児童等の保護または援護に従事した者
ただし、(2) については、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者または配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限る。

- (4) 次の または に該当する場合は、経過措置等により受験資格があります。

平成3年3月31日までに次のいずれかの条件を満たした者

- ア 学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- イ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において1年以上児童の保護に従事した者
- ウ 学校教育法による高等学校または文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、満18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者
- エ 満18歳に達した後、児童福祉施設（へき地保育所を含む）において3年以上児童の保護に従事した者
- 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- 10 受験申請書の提出先および試験に関する照会先
- 社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
〒171 - 8536
東京都豊島区高田3 - 19 - 10
フリーダイヤル：0120 - 4194 - 82
電話：03 - 3590 - 5561（代表）
ファックス：03 - 3590 - 5593
ホームページ：http://www.hoyokyo.or.jp
Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp